**高齢者見守りネットワークの推進について**

**資料７**

　高齢化がより一層進行することを考えると、高齢者の消費者被害に対応するためには、高齢者本人が消費生活センター等に相談することを待っているだけでは、必ずしも十分とはいえない。

高齢者の消費者被害に対応するためには、高齢者の周りにいる人が高齢者の消費生活の安全に常に気を配り、もし何等かの異変を察知した場合には、消費生活センター等の機関に適切につなぐことで、高齢者を地域で見守る体制を構築することも有効である。

昨年の消費者安全法の改正により、消費者安全の確保のための「消費者安全確保地域協議会」の設置を国及び地方公共団体が行うことができる（法第11条の３）こととされた。

消費者庁では、人口５万以上の市町においては、この協議会を設置するよう呼びかけているところである。

□本府における取組内容

（１）府福祉部との連携

○　関係団体等の会議・研修の場を通じて、見守り者に対する啓発、情報提供の実施

　　・コミュニティーソーシャルワーカーのブロック別連絡協議会、民生委員協議会会長連絡会等を始めとした各種会議での情報提供、簡単な講義の実施

　　　　　※Ｈ２７年度　情報提供９回

　　　　　　　　　　　　講義　　３回　予定

○　認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護など、高齢者の見守り等の推進を通じて、高齢者にやさしい地域づくりの実現を図るため、コンビニと締結する協定に、「消費者問題に関する見守り活動」を盛り込む。

　　　・店頭でのポスター等による啓発

　　　・日常業務を通じて高齢者の消費者被害からの見守り支援活動

（２）市町村に対する高齢者見守りネットワーク活動の先進的事例の紹介